

## 令和4年第11回清瀬市農業委員会会議録

令和4年11月28日午前9時00分から午前9時39分、清瀬市役所4階研修室1において、清瀬市農業委員会を開催した。

- |   |      |        |        |       |       |  |  |
|---|------|--------|--------|-------|-------|--|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長    | 第9番    | 松村 俊夫 |       |  |  |
|   |      | 会長職務代理 | 第3番    | 小寺 正明 |       |  |  |
|   |      | 第1番    | 村野 和博  | 第2番   | 西川 幸広 |  |  |
|   |      | 第4番    | 齊藤 正樹  | 第5番   | 金子 住晴 |  |  |
|   |      | 第6番    | 並木 浩   | 第7番   | 石井 啓介 |  |  |
|   |      | 第8番    | 増田 武   | 第10番  | 内野 悦二 |  |  |
|   |      | 第11番   | 横山 眞一  | 第12番  | 村野 正明 |  |  |
|   |      | 第13番   | 後藤 由美子 | 第14番  | 金子 廣明 |  |  |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・中野正明・山下航平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について  
(2) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について  
(3) 農地法の届出について〔4条関係〕  
(4) 農地法の届出について〔5条関係〕  
(5) その他

議 長 おはようございます。11月19日の品評会は、皆様のご協力により大変立派に開催できました。新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら品評会含め農業祭として、各アトラクション、顕彰事業等も含めた以前のような農業祭を開催することを考えておりますので、その節はよろしくお願い致します。また、11月22日に大國魂神社において、東京都農業感謝祭が挙行され、清瀬地区下宿の坂間利司氏が紫綬功労賞を受賞されました。JA東京みらい管内では東久留米市の松本氏そして清瀬市の坂間氏2名で昨年度受賞されました肥沼和夫氏に感謝状授与の代表として出席をして頂きました。終了後、JA東京みらい本店にて皆さんで意見交換をしました。相続税等の支払いの件で、農地処分後の譲渡所得税を軽減していただけないかという要望が何人からか出ました。そこで今週木曜日に全国農業委員会会長代表者集会終了後に衆議員第一会館において、議員の

方々との意見交換会が予定されておりますので、私の方からその要請をする予定であります。また、皆さんも要望がありましたら、それも含めて要請いたしますので、何かありましたらよろしく願いいたします。事務局の山下さんも同行いたしますから、事務局に伝えていただいても大丈夫です。それから、品評会が終了いたしましたので、12月22日午前11時半より、各賞受賞者の皆さん、本年度新規就農者、後継者顕彰、それと同時に関健一さんのお祝いを含めた授賞式を開催いたします。速やかに進行できるよう皆様の協力をお願いしたいと思います。それでは皆さん定刻になりましたので、令和4年清瀬市第11回の農業委員会を始めたいと思います。本日、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第5番金子住晴委員、第6番並木浩委員となっております。よろしく願いいたします。

議案第1号相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、ここからの議事の進行に関しては職務代理をお願いしたいと思います。それでは私は退出したいと思います。

～松村会長退出～

職務代理 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は7件ですが先に3件目を説明いたします。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

3件目 申請年月日 令和4年11月2日、申請回数10回目。以上でございます。

職務代理 現地調査に行った増田委員より3件目の報告をお願いします。

増田委員 11月2日に、事務局の山下さんと私と申請者立ち合いのもとで現地調査を行いました。全ての農地に植木が植えてありまして、雑草もなく、綺麗に管理されておりましたので問題ありま

せん。以上です。

職務代理 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますか。

委員 異議なし。

職務代理 それでは、異議なしということで承認させていただきます。松村会長の入室を許可します。

～松村会長入室～

議長 それでは事務局より続けて説明をお願いします。

事務局 それでは説明します。

1件目 申請年月日 令和4年10月25日、申請回数2回目  
2件目 申請年月日 令和4年10月27日、申請回数3回目  
4件目 申請年月日 令和4年11月7日、申請回数7回目  
5件目 申請年月日 令和4年11月7日、申請回数1回目  
6件目 申請年月日 令和4年11月9日、申請回数2回目  
7件目 申請年月日 令和4年11月9日、申請回数2回目  
以上でございます。

議長 現地調査に行った石井委員より1件目の報告をお願いします。

石井委員 10月28日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。直売中心の作型で、多種多様な作物が作付けされておりました。綺麗に耕作され、問題ないと思います。以上です。

議長 2件目、金子住晴委員より報告をお願いします。

金子住晴委員 11月4日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。畑3箇所を調査し、サトイモ、コマツナ、ホウレンソウ、ニンジン等々全てが綺麗に作付けされており、また、収穫されておりました。篤農家であり、全く問題ありません。以上です。

議長 4件目、横山委員より報告をお願いします。

横山委員 11月14日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。現地の殆どがご自宅の北側で、柿の畑の通路を挟み、南北にハ

ウスがあり、南側のハウスはトマトとナス、北側のハウスは黄色いウリ、アスパラが1棟、東側の露地は直売用の白菜、大根が作付けされておりました。ハウスは収穫後の手入れが入って  
いず、雑草などありましたが、片付けるとの事でしたので、問題ないと思います。

議 長 5件目、石井委員より報告をお願いします。

石井委員 11月14日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。住宅地に囲まれた畑でございましたが、ニンジン、ブロッコリー、サトイモが栽培され、綺麗に管理され、問題ないと思います。

議 長 6件目、齊藤委員より報告をお願いします。

齊藤委員 11月14日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。畑は3か所あり、概ね綺麗に管理されており、大根、白菜等作付けされておりました。作付けのない畑もございましたが、綺麗に耕されておりましたので、問題ないと思います。

議 長 7件目、増田委員より報告をお願いします。

増田委員 11月16日に、事務局の中野係長と現地調査を行いました。家の周囲の畑なのですが、綺麗に管理されておりました。問題ありません。以上です。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。議案第2号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について」を議題とさせていただきます。それでは、事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は2件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

1 件目 野塩三丁目 2 番 1、地目 畑、地積 1,841 m<sup>2</sup>。  
権利の種類 使用貸借、権利の始期、令和 4 年 1 2 月 1 日、  
存続期間 5 年

2 件目 中清戸二丁目 6 4 3 番 1、地目 畑、地積 47 m<sup>2</sup>  
他 2 筆 合計 717 m<sup>2</sup>。権利の種類 使用貸借、権利の始  
期、令和 4 年 1 2 月 1 日、存続期間 2 年、  
以上でございます。

議 長 現地調査に行った増田委員、内野委員、事務局より 1 件目の報  
告をお願いいたします。

増田委員 11 月 4 日に、内野委員と事務局の山下さんと、借受人と貸付  
人の親子と現地調査を行いました。貸付人はご高齢で農地を耕  
作するのは難しいとの事です。借受人は篤農家の園芸農家にて  
花の栽培をしておりますが、ここではナスなど植えるそうです。  
綺麗に畑を耕作されている方なので問題ありません。畑内に市  
の指定のこぶしの木がありまして、枝が伸びており、確認した  
ところ、地主が切ることになりました。以上です。

内野委員 増田委員と同様です。現在、貸借予定の農地において貸付人が  
雇用契約をして農地を耕作してもらっている部分が一部ありま  
して、その部分については貸借の開始までに期限を決め、雇用  
契約を終了していただく必要があることを貸付人に伝えており  
ます。こぶしの木については、あくまで土地の所有者の方の管  
理であると後程事務局の山下さんに聞いたのですが、私的には  
市が関与すべき事項とも思いまして、その辺の決まりはどのよ  
うになっているのか知りたいと思いました。以上です。

事務局 増田委員と内野委員と同様です。貸借の始期は 1 2 月 1 日から  
期間 5 年間となっております。借受人は労働力及び農機具も十  
分に備えておりまして、周辺にも配慮して問題なく農地を利用  
して頂ける方だと思いますので問題ないと思います。

議 長 こぶしの木に関しては、保存樹木ではなく指定樹木ではありま  
せんか。以前に、市の指定すべき樹木のようなものにされてい  
たと記憶しております。一番角なので畑を耕作する上ではあま  
り邪魔にならないような場所ではあると思われれます。

委 員 枝の伸び方が凄いので、日陰が良い作物もありますが、大半は  
日が当たらない場所ですと問題が生じると思われれます。

- 議 長 枝を剪定すれば日当たりは改善すると思います。こぶしの木に関してはもう一度確認をお願いします。
- 雇用契約についても、貸借開始前に確実に切れているか、委員と事務局で確認をしてください。只今、担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは承認させていただきます。続きまして、2件目、並木委員より報告をお願いします。
- 並木委員 11月16日に、事務局の山下さんと現地調査を行いました。借主は、昨年旭が丘にて都市農地円滑化法による賃借を行っている方で、実績的にも問題ないと思います。クリスマスローズ栽培を行うとおっしゃっておりました。貸主は、畑の中の一部分にブルーベリーを栽培しており、一割従事も達成しておりますので、問題ないと思います。
- 議 長 只今、担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。議案第3号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。
- 事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。10月12日から11月10日までの受付分となっております。
- 1件目 土地の表示 旭が丘三丁目351番2、地目 雑種地  
地積 41㎡、他1筆、合計 493㎡、転用の目的 駐車場  
10月21日受付、10月27日処理。
- 2件目 土地の表示 下宿三丁目1328番10、地目 畑  
地積 18㎡、他1筆、合計 497㎡、転用の目的 長屋住宅  
11月2日受付、11月9日処理。
- 以上でございます。

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。  
議案第4号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、報告をお願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は4件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。10月12日から11月10日までの受付分となっております。

1件目 土地の表示 中里一丁目740番23、地目 畑、地積 0.1㎡、転用の目的 戸建住宅建築のための道路造成、10月20日受付、10月26日処理。

2件目 土地の表示 中里三丁目1035番3、地目 畑、地積 103㎡、転用の目的 戸建販売、10月27日受付、11月7日処理。

3件目 土地の表示 旭が丘一丁目255番1、地目 畑、地積 1,357㎡、転用の目的 敷地延長、11月1日受付、11月9日処理。

4件目 土地の表示 下清戸二丁目558番1、地目 畑、地積 560㎡、転用の目的 戸建販売、11月4日受付、11月9日処理。

以上でございます。

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。  
議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略さ

せていただきます。

買取希望所在地 清瀬市中里一丁目722番7、地目 畑、地積 500㎡、他2筆、合計 2,061㎡。

以上でございます。

議長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼でございます。希望される方がいれば、事務局に一報お願いします。

## (2) 会議の報告

①農業委員会会長研究集会。令和4年10月27日(木)午後2時00分より、清瀬市役所でWEB参加しました。参加者は私と事務局長です。事務局長、報告をお願いします。

事務局長 和歌山県和歌山市の研究地での、現地参加予定でございましたが、コロナ禍を背景としまして、清瀬市をはじめ北多摩地区の多くの農業委員会ではWEBでの参加、欠席された農業委員会も多かった印象でございました。研修内容につきましては、研修先である和歌山市の農業の現状といたしまして、清瀬市も同様であります。農家戸数や耕地面積共に減少し続けているとの報告がありました。また、和歌山市では農業関係者からの要望をきっかけといたしまして、平成18年度から生産緑地制度の運用を開始しておりまして、年々地区の決定数は増加していると報告がございました。以上です。

議長 ②第2回清瀬市農畜産物品評会実行委員会。令和4年10月31日(月)午後2時00分より、清瀬市コミュニティプラザひまわりで行われました。参加者は農業委員、事務局、農畜産物品評会実行委員です。これは皆様出席されておりますので報告は割愛させていただきます。

③令和4年度第2回臨時総会及び令和4年度第2回事業推進協議会。令和4年度11月17日(木)午後2時より、ホテルエミシア東京立川で行われました。参加者は私と事務局長です。事務局長報告をお願いします。

事務局長 臨時総会ですが、東京都農業会議の事務所を移転するといったことがございまして、それに伴う収支予算の補正について、審議が行われ、無事に可決されました。続いて事業推進協議会ですが、「令和5年度東京都農業会議の事業及び予算の構想について」また、「令和4年度下半期の農業委員会と農業会議との提携活動の推進について」など協議が行われましたが、すべて



承認されました。以上です。

議 長

④清瀬市農畜産物品評会。令和4年11月19日（土）  
午前8時30分より、清瀬市コミュニティプラザひまわりで行  
われました。参加者は農業委員、事務局、農畜産物品評会実行  
委員です。これも皆様参加され、無事品評会も終了いたしました  
ので報告は割愛いたします。

⑤令和4年度東京都農業感謝祭。令和4年11月22日（火）  
午前9時00分より、大國魂神社で行われました。参加者は私  
です。冒頭挨拶にも述べさせて頂きましたが、下宿の坂間利司  
氏が紫綬功労賞を受賞されました。

### （3）会議の日程

①令和4年度全国農業委員会会長代表者集会。令和4年12月  
1日（木）午前1時00分より、銀座ブロッサム中央会館にて  
行われます。参加者は私と事務局です。

②第12回清瀬市農業委員会。令和4年12月22日（木）午  
前9時00分より清瀬市役所で行います。参加者は農業委員、  
事務局です。

③清瀬市農業後継者顕彰式及び新規就農者激励伝達式。令和4  
年12月22日（木）午前11時30分より清瀬市役所で行い  
ます。参加者は市長、市議会議長、受賞者、農業委員、事務局  
です。

④清瀬市農畜産物品評会表彰式。令和4年12月22日（木）  
午前11時30分より清瀬市役所で行います。参加者は市長、  
市議会議長、受賞者、農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。  
全体を通して質問等がございますか。

委 員

ありません。

事務局

事務局はありません。

議 長

特にないようですので、終了したいと思います。  
それでは職務代理をお願いします。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第11回  
清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

～ 農業委員再招集 ～

議 長 皆さんすみません。本日の議案で疑義が判明しましたので、本日、再度、招集をさせていただきました。  
それでは、再開させていただきます。  
議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査の1件目ですが、先程、担当委員と事務局で再度確認をしたところ疑義が確認されましたので、この件は差し戻しさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、差し戻しさせていただきます。引き続き担当委員と事務局で、対応をお願いします。  
それでは職務代理をお願いします。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第11回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第5番）

署名委員（第6番）